



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

飼養衛生管理基準のチェックをしましょう。

1 家畜防疫に関する最新情報の把握

- 伝染病発生情報や、防疫対策に関する情報を知っている。

2 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止

- 衛生管理区域や畜舎に出入りするときに、手指の洗浄及び靴の消毒をしている。
- 当日の他の畜産関係施設などへの立入や過去1週間以内に海外から入国した者は、原則として立入させない。(獣医師等を除く)
- 他の畜産関係施設などで使用した家畜に直接接触する物を衛生管理区域に持ち込むときには、洗浄又は消毒をしている。
- 過去4月以内に海外で使用されていた衣服や靴は、衛生管理区域に持ち込まない。

3 野生動物からの病原体の侵入防止

- 家畜には、飲用に適した水を与えている。

4 衛生管理区域の衛生状態の確保

- 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。
- 家畜の体液(生乳を除く)が付着する物品は、1頭ごとに交換又は消毒をしている。
- 空になった畜房又はハッチの清掃及び消毒をしている。

5 家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処

- 家畜の異状を確認したときには、すみやかに獣医師に連絡している。
- 家畜の健康観察は、毎日行っている。
- 出荷又は移動のときには、家畜の健康状態を確認している。

6 感染ルートの早期特定のための記録の作成及び保管

- 衛生管理区域に立入った者等について記録し、1年間保存している。

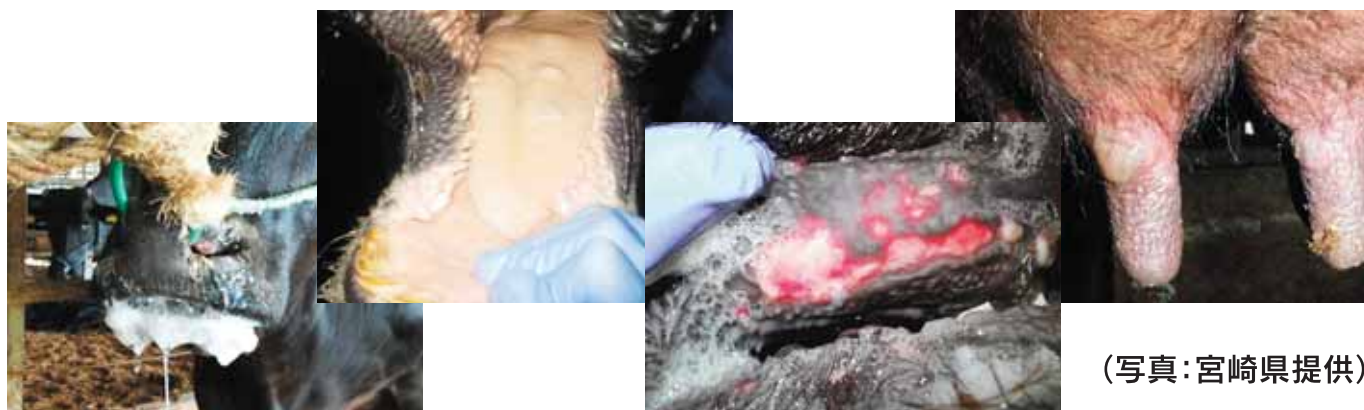
お問い合わせ先

熊本県 農林水産部生産局 畜産課	096-383-1111 (代表)
中央家畜保健衛生所	0964-28-6021
城北家畜保健衛生所	0968-46-2075
阿蘇家畜保健衛生所	0967-22-0041
城南家畜保健衛生所	0966-22-3814
天草家畜保健衛生所	0969-22-3668

口蹄疫の特定症状

(異状があったらすぐに届け出てください)

- 1** 39℃以上の発熱を示した家畜が、**泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止**のいずれかを示し、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房のいずれかに**水疱、びらん、潰瘍又は癒痕**を示している場合
- 2** 同一の畜房(単飼の場合は、同一畜舎)内において、その口腔内等に**水疱、びらん、潰瘍又は癒痕**を呈している家畜が複数頭存在している場合
- 3** 同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合
※原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化等、明らかな場合を除く。



(写真:宮崎県提供)

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

農場の消毒と飼養衛生管理基準のチェックを行いましょう!

消毒薬の使用方法(例)

消毒薬品名	希釈倍率		口蹄疫ウイルスに対する効果
	機材・畜舎・車両等消毒	踏込み消毒	
塩素系	500~2,000倍	500倍	○
炭酸ソーダ	25倍	25倍	○
消石灰	1㎡当たり0.85kg	-	○

※逆性石けんは口蹄疫ウイルスには効果がありません。

